

熊本県告示第499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
水俣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
水俣都市計画区域
 - 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
玉名都市計画区域
 - 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
本渡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
本渡都市計画区域
 - 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第502号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
山鹿都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 - 2 都市計画を定める土地の区域
山鹿都市計画区域
 - 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
-

熊本県告示第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成16年5月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
牛深都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
牛深都市計画区域
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課